

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号 ロイクラトン麹町
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
ホームページ <https://zensuiren.org/>
お問い合わせ info@zensuiren.org
編集・発行 椿本和幸



5月14日 那賀川床上浸水対策特別緊急事業（加茂地区）完成式（くす玉開披）



5月15日 長安口ダム本体改造工事完成式（くす玉開披）

● 目 次

令和4年度 土砂災害防止月間の実施について.....	2
那賀川床上浸水対策特別緊急事業(加茂地区)完成式.....	6
長安口ダム本体改造工事完成式.....	8

令和4年度 土砂災害防止月間の実施について

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課

1. はじめに

国土交通省及び都道府県は、昭和57年7月の長崎豪雨災害を契機に、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を推進し、土砂災害による人命、財産の被害防止に資することを目的として、昭和58年から毎年6月を「土砂災害防止月間」と定めています(図-1)。以来、「みんなで防ごう土砂災害」をテーマに、全国の都道府県等で土砂災害防止を強力に推し進めることを目的とした、広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、土砂災害に関する絵画・作文の募集等を行うとともに、各地で講演会・見学会の開催、危険箇所の周知・点検、避難訓練等の各種行事を実施しています。



図-1 令和4年度土砂災害防止月間ポスター

2. 令和4年度重点事項

国土交通省では、平成26年8月豪雨による広島での土砂災害等を踏まえ、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正し、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知を義務

づけました。また、平成28年8月の台風第10号による災害を踏まえ、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設管理者等に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務づける等の措置を講じました。

平成29年7月九州北部豪雨では局地的・集中的に多量の流木を伴う土砂災害が発生、平成30年7月豪雨では広島県や愛媛県等西日本を中心とした長雨によって、昭和57年以来最大の発生数となる土砂災害が広域に発生しました。同災害では土砂と洪水の同時氾濫による土砂・洪水氾濫が発生し、社会インフラに対し甚大な被害をもたらすことで、地域住民の社会・経済活動に大きな影響を及ぼしました。また、令和元年10月の東日本台風に伴う豪雨では、東日本を中心に広域にわたり土砂災害が発生し、台風により発生した土砂災害の中では最大の土砂災害発生件数を記録しました。さらに、令和2年7月豪雨では、土砂災害の発生が全国37府県に及び、記録に残る昭和57年以降最多であった平成11年6月末の豪雨災害と並び、歴代で最も多い都道府県で土砂災害が発生した極めて広域な災害となりました(写真-1)。



写真-1

令和2年7月豪雨により長崎県佐世保市で発生した地すべり

このように近年頻発する甚大な土砂災害では、多くの自治体で土砂災害警戒情報や避難指示等が発表され、住民同士で声をかけ合う等の地域の共助により難を逃れた例もありましたが、逃げ遅れによる人的被害も多数発生しました。また、砂防施設が土砂

の流出を抑止し、これにより下流域の被害を防いだ事例が複数確認されたものの、その反面、人的被害が発生した箇所も多くは砂防施設が未整備でした。このように、行政主体のソフト・ハード対策には限界があり、今後は、住民主体の防災対策の充実を図ることが必要となってきます。社会を構成するあらゆる主体が災害を我が事と捉えて対応することを基本とし、地域の実情に応じた共助による防災行動の促進を通じて、自らの命は自らが守るという住民意識を醸成することが必要となります。

こうした現状を踏まえ、令和4年度の土砂災害防止月間においては、幅広い広報の実施や周知の徹底、警戒避難・情報伝達体制の確認、住民参加を主とする諸行事・活動及び砂防関係工事における安全確保に重点を置き、住民や自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体等と連携を図りながら、関係団体の緊密な協力を得て、以下の施策を念頭に置いて実施します。

(1) 土砂災害に対する危険性やその対策・効果の周知、対策工事实施への理解促進のため、様々な手法を活用した幅広い広報の実施

(2) 様々な手法を活用した土砂災害危険箇所、土砂災害(特別)警戒区域等の周知徹底と土砂災害の危険性や住民自身による適時・的確な避難行動の重要性に対する理解促進

(3) 住民自身が的確な避難行動をとるためハザードマップや避難場所・避難経路の周知徹底

(4) ハザードマップの活用や土砂災害の発生時刻、発生形態に応じて住民自身が適時・的確な避難行動をとるため、防災訓練や防災教育の実施及びこれらを通じた防災リーダーの育成

(5) 土砂災害警戒情報が発表された場合の都道府県から市区町村への情報伝達体制及び住民への周知方法の確認

(6) 大規模な土砂災害が急迫している場合に通知される土砂災害防止法に基づく緊急情報の伝達体制及び実際に災害が発生した場合に備えた無人化施工等を活用した応急対策実施体制の確認

(7) 防災上の配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)が利用する施設の管理者に対する土砂災害の危険性に関する周知及び警戒避難体制の整備促進

(8) 砂防設備等の機能や効果に関する理解を深める広報の実施

(9) 砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の徹底

(10) 砂防関係工事の実施等に必要となる担い手確保のための取組及び安全確保の徹底

なお、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、取り組みの実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)等を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、新型コロナウイルス感染防止策を講じることとします。

3. 主な実施内容

具体的には、それぞれの地域において、国、都道府県、市区町村がそれぞれ連携し、以下について取り組みます。

(1) 土砂災害防止「全国の集い」の開催

和歌山県において、土砂災害防止「全国の集い」を6月1日(水)に、現地研修会を6月2日(木)に実施する予定です。

(2) 土砂災害防止功労者の表彰

土砂災害の防止について、顕著な功績があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人又は団体を表彰します。

(3) 土砂災害防止に関する絵画・作文の募集、表彰

全国の小・中学生を対象に、土砂災害防止についての理解と関心を深めてもらうため、絵画・作文の募集を行い、表彰します(図-2)。



図一2

令和3年度土砂災害防止に関する
 絵画・作文入賞作品(小学生の部・国土交通大臣賞)

(4) 土砂災害防止に関する広報活動の実施

- ① 都道府県、市区町村の掲示板の活用や広報誌等の各戸配布、回覧板、WEBサイト等への掲載など様々な手法を活用し、ハザードマップ又は基礎調査結果の公表や警戒避難の好事例の紹介等、土砂災害の危険性や住民自身による適時・的確な避難行動の重要性に関する啓発等の広報活動を行います。
- ② 郵便局、道の駅、コンビニエンスストア等との連携による広報や「土砂災害110番」等の防災情報窓口の周知を実施します。
- ③ 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得た広報を積極的に実施します(写真一2)。



写真一2

令和3年度土砂災害防止月間におけるラジオによる
 広報実施状況(北陸 FM しばた)

(5) 土砂災害(特別)警戒区域、土砂災害危険箇所及び避難場所・避難経路等の周知・点検の実施
 ハザードマップや現地表示看板等を活用して、土砂災害(特別)警戒区域、土砂災害危険箇所及び避難場所・避難経路等について住民等に周知します(写真一3)。その際、近年の土砂災害の実態や土砂災害の前兆現象等についても併せて説明する等、住民等の土砂災害の危険性に対する理解を深めるよう留意します。



写真一3

施設への土砂災害ハザードマップ掲示の事例(北陸 石川県)

また、土砂災害の実態等を踏まえ、住民、自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体、施設管理者、警察・消防等の関係機関と連携して点検活動を実施します。

防災部局等と連携して土砂災害に対する避難の安全性について確認を行うとともに、土砂災害から安全に避難できるよう必要に応じて見直しや、定められた避難所への避難が困難になった場合に備え、近隣のより安全な場所へ避難をする「次善の策」の検討を行います。

(6) 令和4年度「土砂災害・全国防災訓練～避難の声かけ、安全の確認～」の実施

土砂災害発生時に関係機関で円滑に情報共有を図るための防災訓練を実施するよう促します。更に、地域で避難する共助の取り組み(家族や住民同士、要配慮者を含め支援が必要な方に対する避難の声かけ等)を構築するべく、防災体制強化のための啓発活動や訓練等を地域単位で実施し、警戒避難体制の更なる充実・強化を図ります。

(7) 住民、教育関係者、小・中学生等を対象とした講習会、現場見学会、出前講座等の開催

土砂災害の現状や土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識を普及するため、住民、教育関係者、小・中学生等を対象にハザードマップや土砂災害警戒情報等を活用した実践的な防災教育、啓発を目的とした講習会、現場見学会、出前講座等を開催します。砂防ボランティア等の各種団体や関係機関等と連携して実施するなど、地域の実状に応じた効果的な方法で実施します。また、これらの活動を通じて、防災リーダーを育成します。

(8) インフラツーリズムやSNSを活用した情報発信等

土砂災害を未然に防止するためのハード・ソフト両面の取組について、防災講演会、インフラツーリズム、現地見学会及びSNSによる情報発信等、幅広く広報します(写真-4)。



写真-4 防災講習会の事例(九州 川辺川ダム砂防)

(9) 要配慮者の把握、説明会の開催等

在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設の避難体制整備に資するため、防災部局、福祉関係部局、教育関係部局等と連携し、あらかじめ在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設を把握します。また、要配慮者利用施設の施設管理者に対する説明会等を開催するとともに、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等について支援、助言することにより、警戒避難体制の更なる充実・強化を図ります。

(10) 砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の実施

砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設の定期巡視点検及び安全利用に資する点

検を住民、自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体、警察・消防等の関係機関と連携して実施します(写真-5)。併せて、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域についても住民への周知及び点検を実施します。



写真-5

令和3年度土砂災害防止月間における
砂防指定地点検実施状況(東北 岩手)

(11) 全国砂防関係工事安全施工管理技術研究発表会の開催

全国砂防関係工事安全施工管理技術研究発表会を6月に実施する予定です。

4. 終わりに

土砂災害の被害を軽減するためには、危険な場所から安全な場所への早めの避難が重要です。行政側の「知らせる努力」に加え、住民側の行政側からの情報の意味を正しく理解し必要な防災行動をとるために平常時からの「知る努力」が重要です。地域住民の土砂災害に対する深い理解と危険性への認識を高めるため、これまで述べてきた各地の取り組みが効果的に実施できるよう、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

(参考)土砂災害防止月間(6月1日～6月30日)

<がけ崩れ防災週間(6月1日～6月7日)>

那賀川床上浸水対策特別緊急事業（加茂地区）完成式

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所

1. はじめに

那賀川は、徳島県南部に位置し、その源を徳島県那賀郡の剣山山系ジロウギユウ(標高1,930m)に発し、徳島、高知両県の県境山地の東麓に沿って南下した後、東に流れ、坂州木頭川、赤松川等の支川を合わせ、那賀川平野に出て、派川那賀川を分派し紀伊水道に注ぐ、幹川流路延長125km、流域面積874km²の一級河川です。

阿南市加茂地区は、浸水氾濫が頻発する無堤地区で、近年では平成16年～令和元年の15ヵ年において、2年に1回以上の頻度で浸水被害が頻発している状況でした。特に、戦後最大の洪水となった平成26年8月の台風第11号に伴う出水では基準地点古庄で観測開始以来最高水位を観測し、加茂地区(無堤箇所)で床上浸水152戸、床下浸水37戸の甚大な浸水被害に見舞われました。



近年の浸水状況

この被害を受け、那賀川床上浸水対策特別緊急事業(加茂地区)が採択され、平成27年度から堤防整備を緊急的かつ集中的に進めてまいりました。

2. 床上浸水対策特別緊急事業(加茂地区)の概要

加茂堤防は、平成26年8月台風第11号洪水と同

規模の洪水が発生しても、那賀川の氾濫による家屋の床上浸水被害が解消されることを目的とし、平成27年より那賀川本川の堤防整備及び支川の加茂谷川の堤防整備を行いました。主な整備内容は、築堤・護岸(那賀川本川約800m、加茂谷川約1,000m)、樋門(4基)を施工しました。また、関連事業として徳島県による県道大井南島線の改良と阿南市による市道惣道線の付け替えを実施し、地区の住環境の向上を図りました。



加茂堤防整備状況

また、事業着手に先立ち、埋蔵文化財調査を実施した結果、加茂宮ノ前遺跡が発見されました。この遺跡では、中世・縄文時代・弥生時代の遺物・遺構が3ヵ年で総計約135万点数確認され、全国的にも最大規模の出土となる貴重な成果が得られました。本事業箇所である加茂地区にとっては、歴史的文化的に重要な箇所となりました。

3. 床上浸水対策特別緊急事業(加茂地区)完成式の開催

令和4年5月14日、阿南市加茂町加茂堤防高水敷にて、四国地方整備局・徳島県・阿南市主催による完成式典を挙行了しました。コロナ禍での開催ではありませんが、感染対策をしっかり行い、参加いただく人数に制限をかける等の対策を講じ、式典には、国会議員、県・市議会議員、地元関係者など、総勢約90名に参加していただきました。

完成式では、丹羽克彦国土交通省四国整備局長による式辞、飯泉嘉門徳島県知事、表原立磨阿南市長の挨拶、引き続き後藤田正純衆議院議員、仁木博文衆議院議員、三木亨参議院議員等来賓の方々からの祝辞をいただきました。

その後、工事の完成を記念し、加茂町運営委員会主催による舞踊「めでたづくし」を披露していただきました。最後に、来賓の方々と加茂谷中学校の3年生の生徒と一緒に「くす玉開披」を行い、加茂堤防の完成式を盛大に執り行うことができました。



舞踊「めでたづくし」



くす玉開披

4. おわりに

床上浸水対策特別緊急事業(加茂地区)は、あらゆる関係者のご尽力、また地権者の皆様や加茂町築堤推進委員会など地元の皆様のご協力のおかげで完成の運びとなったことを深く感謝申し上げます。

今後も引き続き那賀川の治水整備を進めながら、安全・安心を担ってまいります。



丹羽 克彦 四国整備局長 (式辞)

飯泉 嘉門 徳島県知事 (挨拶)

表原 立磨 阿南市長 (挨拶)



後藤田 正純 衆議院議員 (祝辞)

仁木 博文 衆議院議員 (祝辞)

三本 亨 参議院議員 (祝辞)

長安口ダム本体改造工事完成式 ～那賀川の豊かな未来を拓く～

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所

1. はじめに

長安口ダムは、河川延長125km、流域面積874km²を擁する一級河川那賀川の中流部に位置しており、洪水調節および流水の正常な機能を維持するとともに、電力開発を行うことを目的として昭和31年に徳島県により建設された重力式コンクリートダムです。また、那賀川水系唯一の洪水調節機能を有する多目的ダムでもあります。

那賀川の上流域は、四国山地の南東傾斜に位置する日本でも有数の多雨地帯です。また、台風の常襲地帯で、台風接近、通過時に集中して大雨が降る傾向があり、平成16年8月の台風16号により海川観測所で記録した日雨量1,317mmは、現在も日本記録となっています。このため、洪水の発生頻度が高く、流域住民は河川の氾濫被害に悩まされてきました。

近年は、多雨と少雨年が顕著化しており平成26年8月に台風11号の通過に伴う出水で戦後最大流量(古庄地点)を記録し、平成27年7月の台風11号により、戦後第3位の流量が発生するなど大きな洪水が頻発している一方で、頻繁に渇水が発生しており、取水制限等の渇水調整を余儀なくされています。



図1 那賀川流域図

2. 改造事業の概要

平成19年に長安口ダムの管理を徳島県から国土交通省に移管し、①洪水調節能力の増強、②流水の正常な機能の維持、③放流水の水質改善および、④貯水池機能の保全を目的として長安口ダム改造事業に着手しました。

洪水調節能力の増強を目的とした洪水吐増設について紹介します。長安口ダムは出水が予測される場

合に、洪水調節容量の全てを予備放流で確保する全国唯一のダムです。予備放流方式とは、平常時は利水等のために水を貯めておき、洪水時には事前に水位を低下させ、洪水調節容量を確保する方式です。頻発する豪雨に備えるため、既設ダム堤体を切削し、新たに敷高の低い洪水吐ゲート2門(7,8号ゲート)を増設し(図2)(図3)、洪水調節ルールを変更することで洪水調節機能の向上を図りました。



図2 長安口ダム本体改造工事概要

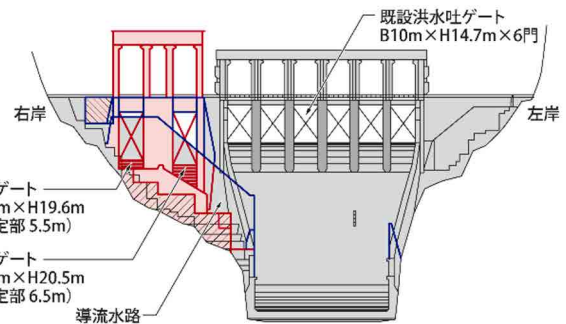


図3 長安口ダムゲート位置

3. 長安口ダム本体改造完成式の開催

令和4年5月15日、長安口ダム貯水池仮設構台にて徳島県、阿南市、那賀町、四国地方整備局主催による完成式を挙行了ました。式典には、国会議員、徳島県知事、阿南市長、那賀町長、水管理・国土保全局治水課長、地元関係者など、総勢約90名に参加していただきました。

式典の最初に四国地方整備局長による式辞、その後、徳島県知事及び阿南市長、那賀町長による挨拶に続き、国会議員の方々による祝辞をいただき、長安口ダム湖の名称披露(写真1)、くす玉開披(写真2)を行い、地元丹生谷清流座による阿波人形浄瑠璃「寿二人三番叟」にて最後を飾っていただきました。



写真1 ダム湖名称披露



写真2 くす玉開披



丹羽 克彦 四国整備局長
(式辞)



飯泉 嘉門 徳島県知事
(挨拶)



表原 立磨 阿南市長
(挨拶)



坂口 博文 那賀町長
(挨拶)



後藤田 正純 衆議院議員
(祝辞)



仁木 博文 衆議院議員
(祝辞)



吉田 知代 衆議院議員
(祝辞)



三木 亨 参議院議員
(祝辞)



高野 光二郎 参議院議員
(祝辞)



足立 敏之 参議院議員
(祝辞)

4. おわりに

平成25年度の着工以来、長安口ダム本体改造工事は、ダム運用管理を継続させながら、前例のない規模のダム堤体切削という難工事ではありましたが、地元の皆様をはじめ多くの方々のご協力をいただき、新設洪水吐、減勢工及び選択取水設備の各工事を無事完成することができました。

現在、長安口ダム上流の利水専用ダムである小見野々ダムを活用して治水対策を行う、「小見野々ダム再生事業」を令和2年度から実施計画調査に着手しています。小見野々ダムと長安口ダムの両ダムの活用により那賀川流域全体の洪水被害の軽減、安定した水供給に努めて参ります。